

消費者物価指数平成17年基準改定方針案

1 はじめに

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財・サービスの価格を総合した物価の変動を時系列的に測定することを目的として、昭和21年8月に作成を開始して以来、毎月作成・公表しています。物価の動向は我が国の経済活動と密接な関係があることから、消費者物価指数は経済政策を的確に推進する上で極めて重要な指標となっています。また、国民年金や厚生年金などの物価スライドや、家計消費支出などの重要な経済指標を実質化するためのデフレーターとしても利用されており、最近では金融政策における量的緩和の解除条件としても注目されています。そのほかにも、賃金、家賃や公共料金改定の際の参考に使われるなど、官民を問わず幅広く利用されています。

2 基準改定の趣旨

消費者物価指数は、基準年の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が基準年に比べてどれだけ変化したかによって物価の変動を表しています。しかし、消費構造は、新たな財・サービスの出現や嗜好の変化等によって変化するため、基準年を長い期間固定すると次第に実態と合わなくなります。そのため、基準年を一定の周期で新しくする「基準改定」を行い、指数に採用する品目とそのウエイトなどを定期的に見直しています。消費者物価指数の基準改定は、昭和30年の改定以降、他の経済指標と同様、5年に1回、西暦の末尾が0及び5の年に行っています¹。

また、消費者物価指数は我が国の重要な経済指標の一つであることから、より一層の精度向上が常に要請されており、今回の平成17年基準改定は、12年基準改定に引き続き、情報化の進展等による新たな財・サービスの出現及び拡大、規制改革に伴う価格の多様化など、価格を取り巻く経済情勢が大きく変化している中で行うものです。

これらの経済情勢の変化や要請をできる限りの確に指数に反映させるため、平成17年基準改定を以下の方針に沿って行うこととします。

3 主な改定内容

(1) 指数の基準時及びウエイト参照年次の改定

指数の基準時及びウエイト参照年次については、それぞれ平成12年から平成17年に改めます。

(2) 品目の改廃

¹ 昭和56年3月20日統計審議会の答申では、消費者物価指数やその他各種の経済指数について「指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0又は5の付く年とする」とされています。

指数計算に採用する品目は、家計消費支出上重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があることなどの観点から選定しており、平成12年基準では598品目を採用しています²が、近年の情報化の進展、規制改革、経済のサービス化等に伴う消費構造の変化をよりの確に反映させるため、指数に採用する品目の追加・廃止を行います。

今回改定では、DVDレコーダ、DVD（ソフト）、ケーブルテレビ受信料、損害保険料、プリンタ用インクなどの品目を追加候補として検討しています。

追加・廃止品目の選定基準は次のとおりです。

< 追加品目の選定基準 >

新たな財・サービスの出現及び普及、嗜好の変化等消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目

中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目

円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

< 廃止品目の選定基準 >

消費構造の変化等に伴い、代表性が失われてきている品目

なお、平成12年基準改定では、パソコンや移動電話通信料、外国パック旅行などの品目を追加しました。

（３） ウエイトの改定

平成17年基準の消費者物価指数の計算に用いるウエイトは、原則として家計調査の平成17年の品目別消費支出金額を基に作成します。ただし、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）は、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、これらについては平成17年の品目別消費支出金額のほか、16年及び17年の月別購入数量を用いて、月別に品目別ウエイトを作成します³。

こづかい、つきあい費等については、平成16年全国消費実態調査の結果を用いて当該品目に配分します。また、持家の帰属家賃のウエイトは、全国消費実態調査の「持家の帰属家賃」を基に作成します⁴。

購入頻度が少ない高額な財・サービスの支出金額については、家計消費に関する新たな統計調査である家計消費状況調査の結果を反映させることについて検討します。

なお、平成12年基準からウエイトには農林漁家世帯を含む二人以上の世帯を用いています。また、12年基準から単身世帯の支出をウエイトに含む総世帯指数の作成を開始しています。

（４） 価格調査の見直し

² 品目の詳細は「平成12年基準消費者物価指数品目情報一覧（平成15年1月現在）」をご覧ください。

³ 平成12年基準におけるウエイトの作成については「平成12年基準消費者物価指数の解説（P22～26）」をご覧ください。

⁴ 平成12年基準における持家の帰属家賃ウエイトについては「平成12年基準消費者物価指数の解説（P65、66）」をご覧ください。

消費者物価指数は、主に小売物価統計調査から得られた価格を基に作成しています。

小売物価統計調査では、品目の価格変動を代表する一定の銘柄（基本銘柄）を指定し、それらが実際に販売されている価格を毎月継続して調査しています。基本銘柄については毎年二回定期的に見直し、必要に応じて改正を行うほか、製造中止や新製品の登場など市場の急速な変化に対しては、調査市町村の出回りに応じて基本銘柄とは別の銘柄（市町村銘柄）を暫時設定するか、定期的な改正時期以外でも基本銘柄を改正するなどして、迅速な対応を図っています。また、調査店舗については、品目ごとに各価格調査地区内で最も販売量の多い代表的な店舗を選定しており、「代表的な店舗」は随時見直しを行っています。

なお、価格調査地区については、消費者の購買行動の変化により一層的確に対応できるよう、その設定方法などについて見直しを進めています。

（５）モデル式による指数作成方法の見直し

航空運賃や電気代、移動電話通信料などの一部の品目については、料金体系が多様で価格も一様でないため、これらの価格変動を的確に指数に反映させることを目的として、小売物価統計調査による価格のほか業務統計などの資料を用いた所定のモデル式により月々の指数を算出しています⁵。

これらのモデル式については、規制改革等により料金制度や価格体系が一層多様化する中で、価格変化の実態をより正確に指数に反映させる必要があることから見直しを行います。

なお、追加候補品目のケーブルテレビ受信料や損害保険料などについても、モデル式により指数を作成する予定です。

（６）POS情報による指数作成方法の見直し

パソコン及びデジタルカメラについては、品質向上が著しく製品サイクルが極めて短いため、小売物価統計調査の価格収集方法では同品質の製品を継続的に調査することが困難であることから、全国の主要な家電量販店で販売された全製品のPOS情報による価格、販売数量及び製品特性を用いて、ヘドニック法により指数を作成しています。これらについては、作成方法についての検証を行い、必要に応じて見直しを行います⁶。

（７）品質調整の見直し

消費者物価指数は、同一の品質の財・サービスの価格動向を提供する必要があることから、品質変化などの物価変動以外の要因を除去（品質調整）する必要があります⁷。

⁵ 平成12年基準では57品目についてモデル式を採用しています。これらモデル式については「平成12年基準消費者物価指数の解説(P43～64)」をご覧ください。

⁶ 平成12年基準におけるヘドニック法による指数の作成については「平成12年基準消費者物価指数の解説(P41、42)」をご覧ください。

⁷ 平成12年基準における品質調整（比較時価格の接続）については「平成12年基準消費者物価指数の解説(P17～

品質調整については、オーバーラップ法、容量比による換算、単回帰式を用いた換算、オプション・コスト法、インピュート法、直接比較などの中から適切な方法を適用します。

なお、銘柄を変更する際の品質調整にヘドニック法⁸を適用することについては、製品の諸特性と価格の関係が比較的安定的であることが確認されたパソコン用プリンタにおいて実績がありますが、テレビなどの品目についても、その適用について検討します。

(8) 作成・公表系列及び分類項目の見直し

平成12年基準では以下の系列を作成・公表しています。

- ・基本分類指数
- ・財・サービス分類指数
- ・ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数
- ・中間年バスケット方式による消費者物価指数
- ・総世帯指数
- 〔世帯属性別指数〕
- ・勤労者世帯年間収入五分位階級別及び標準世帯指数
- ・世帯主の年齢階級・世帯主の職業・住居の所有関係別指数
- 〔品目特性別指数〕
- ・基礎的・選択的支出項目別指数
- ・品目の年間購入頻度階級別指数

なお、次の項目については季節調整値を作成・公表しています。

- 基本分類：総合、生鮮食品を除く総合、持家の帰属家賃を除く総合、
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合
- 財・サービス分類：財、半耐久消費財、生鮮食品を除く財

家計の消費構造の変化をより迅速に指数に反映させるため、毎年ウエイトを更新して指数を計算する「ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数」は、昭和50年基準から作成・公表しています。さらに、基準年と比較年の中間に当たる年の消費構造を用いた「中間年バスケット方式による消費者物価指数」の作成・公表を、平成12年基準から開始しています。

今回改定では、これらのほか新たな方式による指数についての研究も行い、一定の成果が得られたものについては作成・公表を検討します。

なお、家計調査の単身世帯と二人以上の世帯を合わせた総世帯のウエイトを用いた「総世帯指数」の作成・公表を平成12年基準から行っていますが、今回改定では単身世帯の扱いについても更に検討を行います。

20)」をご覧ください。

⁸ ここでいう「ヘドニック法」は、(6)のヘドニック法が回帰モデルから直接価格の変化を図るものであるのに対し、銘柄変更時にヘドニック回帰式を用いて新旧銘柄の品質差を評価し、品質調整を行うものです。

分類項目については、消費に関する国際標準分類（COICOP）や日本標準産業分類との整合を図り、必要に応じて見直しを行います。さらに、新たな分類項目（別掲項目）として、「情報通信関連サービス項目（仮称）」などの追加を検討します。

4 品目改廃の迅速化（中間年における見直し）

平成12年基準改定では、次回の基準改定までに急速に普及する財やサービスなどに速やかに対応し、指数の精度をより高めるため、次の基準改定を待たずに新しい品目の見直しを行うこととし、平成15年1月には、「パソコン用プリンタ」及び「インターネット接続料」の2品目を追加し、デジタルカメラの価格変動を「カメラ」の指数に反映させる品目の見直しを行いました。

平成17年基準においても、基準改定の後に、急速に普及し一定のウエイトを占めるに至った新たな財・サービスについては、これらの価格変動を迅速に指数に取り込むため、次の基準改定（平成22年）を待たずに品目の見直しを行います⁹。

5 平成17年基準指数への切替え時期及び公表

平成17年基準指数への切替えは、平成18年8月の公表日を予定しています。

その際、平成17年基準指数については、17年1月まで遡及した結果を同時に公表します。

6 新・旧指数の接続

指数の時系列比較が可能となるように、新・旧指数の接続を行います。

新・旧指数の接続は、各基準年を100とする指数を次の基準年に当たる年の年平均指数で除することにより行います。接続処理は項目ごとにそれぞれ独立に行い、接続した指数による上位類指数の再計算は行いません。なお、変化率（前月比、前年同月比、前年比及び前年度比）については、接続した指数により再計算することなく、各基準において公表した値をそのまま用います。また、各基準の基準年の1月の前月比、1～12月の前年同月比、前年比及び前年度比についても、旧基準の指数によって計算したものを用います¹⁰。

なお、平成12年を基準年とする他の経済指標との関連等利用上の便を図るため、平成12年基準指数は平成18年12月まで作成・公表します。

その後は、平成17年基準指数に、平成12年基準の平成17年平均指数を乗じて求めた指数（全国及び東京都区部、中分類）を平成23年7月まで作成・公表します。

⁹ 平成12年基準における品目改廃の迅速化については「消費者物価指数の平成15年1月における品目の見直しについて」をご覧ください。

¹⁰ 平成12年基準改定時における新・旧指数の接続については「平成12年基準消費者物価指数の解説（P35～38）」をご覧ください。